

「向日市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例（仮称）」に寄せられたご意見と市の考え方について

令和3年5月14日現在

□意見募集期間

令和3年3月1日（月）～3月31日（水）

□意見提出数等

○提出人数：12人（他2人は無効 1人は本人特定不可、1人は無関係な内容） ○意見数：30件（同旨の意見を含む延べ件数は58件）

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>【第1条について】不当要求への対応と公正な職務の執行の2つが記されていますが、条例名「向日市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」にふさわしく、公正な職務の執行を第一とし、次に不当要求への対応という規定の順序にすべき。〈同旨 3件〉</p>	<p>ご意見の「公正な職務の執行」を第一とすることは、地方公務員法にもすべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定しており、職務を行う上で最も大切なことであると認識しております。</p> <p>しかしながら「生活保護業務上の職員逮捕事案に係る検証委員会の検証報告書」において、「今後起こりうるリスクを未然に避けるため、組織的な対応が急務となっている。」と、9点にわたる検証結果を指摘・提案いただきました。体制の強化など出来ることから着実に改善に取り組んでおりますが、今回の事件において最も大きな要因となった、不当要求に対する対応につきましては、市役所のいずれの部署においても、共通する喫緊の課題であることを踏まえて、この条例において「不当要求への対応」を第一としました。</p>
2	<p>【第2条(1)について】執行機関等の等は市議会議長を念頭においていると推測するが、地方自治法第2編第7章では、普通地方公共団体としての市町村を規定しているが、そこでの執行機関には、市議会が含まれていないことになっているので、行政事務を執行する市の機関にする方が、地方自治法の主旨に沿うと考える。従って「(1)執行機関 地方自治法</p>	<p>執行機関等の「等」は、市議会議長も念頭に置いております。本条例において執行機関等は要望等に対する措置を講ずる機関ですが、当該措置を適切に行うため、地方自治法に規定されている執行機関以外の機関も含んでおります。</p>

	<p>第2編第7章に規定する市の機関」の方が良いと考える。 <同旨 1件></p>	
3	<p>【第2条(2)について】職員については、「執行機関等及びその補助機関にある者」を削除して、「1 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者(市議会議長を除く) 2 前項の任命権者により任命又は任用された一般職員及び特別職員をいう」に改めるべきと考える。 <同旨 1件></p>	
4	<p>【第3条3項「明らかに違法と認められる場合」について】</p> <p>①「明らかに違法と認められる場合」は、通常の間要求として処理すべきであり(すなわち、執行機関へ報告し審議会の意見を聴いて必要な措置をとる)、直ちに警察に通報する必要性はないと考える。</p> <p>②「明らかに違法と認められる場合」かどうかの判断が対応に当たる職員に任されるが、違法かどうかは、市民と職員とで異なる場合もあり得、職員の判断が必ず正しいとは言えません。</p> <p>③直ちに警察等へ通報する場合は、本上規定の「職員その他の者に危険が及ぶと危惧される場合」と考えられるから、これにより対応すれば十分。</p> <p>以上の理由により、「明らかに違法と認められる場合」については削除すべき。<同旨 2件></p>	<p>第3条第3項では、警察に通報するケースとして、「当該間要求行為等が明らかに違法と認められる場合又は職員その他の者に危険が及ぶと危惧される場合」としております。</p> <p>具体例として、恐喝、脅迫、公務執行妨害、威力業務妨害、強要、不退去などが挙げられます。なかでも退去、退室の指示に従わず、長時間にわたり居座るといった不退去については、必ずしも職員その他の者に危険が及ぶと危惧されない場合もありますが、明らかに違法と認められる場合と想定しており、これまでからも、対応に苦慮してきているのが現状であり、条例の記載は必要と考えております。</p>
5	<p>【第3条3項について】「所管所属長や上司の指示又は職員自らの判断で」と、所属長と本人自らに特化せず、見聞きしている同僚や上司が積極的に介入し対応できるようにして</p>	<p>全職員に対して間要求行為等対応研修を実施しており、職員一人ひとりが間要求に対する意識を高め、上司や同僚を含む組織的な対応を行うよう啓発しているところであります。</p>

	ほしい。	
6	<p>【第3条5項について】記録の提出先を明記するとともに、報告を先に記し、その後に提出することにすべき。</p> <p><同旨 2件></p>	ご意見を踏まえ、検討します。
7	<p>【第7条2項について】既に第2条7項の不当要求の定義で「オ 暴力又は乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段による要望」とされており規定が重複している。また、不当要求を拡大解釈する恐れもあることから、全文を削除すべき。<同旨 3件></p>	<p>不当要求行為等であるかどうかを判断するにあたって重視する要素として、「行為の威嚇的、威圧的等の態様及び頻度」を挙げています。</p> <p>当該要望等が威嚇的・威圧的なものだったとしても、第2条の不当要求行為等に該当しなければ、「不当要求行為等」と認めることはできないため、拡大解釈の恐れはないものと考えます。</p>
8	<p>【第7条4項について】但し書きでは、不当要求行為等と認める場合には、「この限りではない」として、氏名の公表及び意見書提出の通知を要望者に行わなくてもよいことになっています。しかし、第7条1項の要望等の中止の警告等の措置や第7条3項における氏名等の公表の措置は、第7条5項に基づいて執行機関等が審議会の意見聴取を経て対象となる要望を不当要求行為として認定していることが前提となっていて行われるものです。したがって、第7条4項に基づく氏名の公表及び意見書提出にかかる要望者への通知も、その要望を不当要求行為であると認める場合であっても、とられるべき措置ということになります。但し書きは、この条文の基本的な趣旨を否定し空文化するものであり、削除すべき。</p> <p><同旨 4件></p>	公表という措置は他の措置と比較して制裁的な措置であるため、不当要求行為者に対しても事前に弁明の機会を与えるべきと考えますので、ご意見を踏まえ修正します。
9	<p>【第7条5項について】審議会に意見を聴くだけで終わることも容認する規定で不十分であり、執行機関は審議会の意見を尊重すべきことを明記すべき。<同旨 4件></p>	ご意見を踏まえ、検討します。
10	<p>【第8条1項】「前条6項」は「前条5項」とすべき。</p>	全体的にわかりやすくするため、条文の順序の入れ替えや文言の変更を行

	<同旨 1件>	う中で修正します。
1 1	【第13条2項2号について】審議会が対策委員会に意見を述べた場合、対策委員会がそれを聴くだけで終わる余地がある規定となっており、対策委員会は審議会が意見を述べた場合にはそれを尊重すべきことを明記すべき。<同旨 3件>	ご意見を踏まえて、検討します。
1 2	【第13条2項3号】ここでの記録は不当要求でないものも含まれていますが、審議会は不当要求の扱いや対応措置などの妥当性を審議することを職務としており、通常の市民の要求まで審議会に報告する必要性は乏しいと考えられることから、記録等の提出は、審議会への提出は無くし、執行機関等だけにすべき。<同旨 2件>	ご意見を踏まえ、職員、執行機関等、対策委員会、審議会の役割分担を明確にし、迅速な対応ができるよう検討してまいります。
1 3	市の業務を請け負う際に、相談、提案、要望、時には苦言や意見など、市職員と意見交換を行います。それら大量の要望等が不正要求か否かを処理しきれぬのか。	業者の方々と担当部局との意見交換で出される相談、要望、意見等は工事請負契約書に基づく営業活動であり、不当要求行為等であるとは捉えておりません。今後ともそうした情報交換の場を大切にしていくとともに、遅滞ない事務作業に努めていきたいと考えておりますが、万が一紛争となった場合は、建設工事紛争審査会において仲裁されることとなります。仮に、第2条7号に該当するような場合は、適切に対応してまいりたいと考えております。
1 4	損得に基づいた要求や妥協、技術的許容範囲や法的適合性などの専門性の高い内容も全て対策委員会や審議会で判定できるのか。	また、説明会の開催につきましては、円滑な実施に当たって貴重なご意見として参考にさせていただきます。
1 5	現在の市の承認体制には目詰まりが見られ、契約変更や支払い請求の承認に遅れが出る報告が時折あります。新たな体制に特段の対策が必要ではないか。	
1 6	要望等を市に書面で提出する際に必要な書式や手続きの円滑な実施について、商工会等の団体を通じて説明会を開いてほしい。	
1 7	担当ケース数を多く担っている業務の中で複数対応が現実的にできるのか。	ケース診断会議等において必要に応じて複数対応の方針をだしているところであります。
1 8	対策委員会とはどのような組織なのか。	この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は、規則で

		定めることとなりますが、総務部長や関係部長、人事課長を中心に迅速に対応できるようにしていきたいと考えております。
19	この条例案が出たことで市民にとっても職員にとっても向日市の福祉行政が良いものとなることに期待しています。	「生活保護業務上の職員逮捕事案に係る検証委員会の検証報告書」を踏まえて体制の強化など出来ることから着実に改善に取り組んでいるところであります。
20	2019年6月に起きた事件を二度と起こさないため、また職員の皆さんが公正な職務の執行を安心して行うことができるようにするため条例の制定は必要と考えます。	今回の事件において最も大きな要因となった、不当要求に対する対応につきましては、市役所のいずれの部署においても、共通する喫緊の課題であることを踏まえ、本条例を策定し実行していくことで市民の皆様信頼され期待に応えることができるよう努めてまいります。
21	生活保護行政に関わって起きた不幸な事件の教訓を活かし、二度とあのような事件を起こさないようにするための向日市行政の組織的取り組みの一つとして、条例制定の趣旨と基本的な内容に賛同する。	
22	市民等の要望(通常の要望の他、不当要求も含む)に対応する職員・組織の対応が煩雑でわかりづらい。流れがわかるようなフロー図が必要。<同旨 1件>	ご意見を踏まえ、職員、執行機関等、対策委員会、審議会の役割分担を明確にし、わかりやすくするよう努めるとともにフロー図についても検討します。
23	条例施行後には必要な事務局体制と人員の配置、各課における市民要望・意見の集約体制を確実に行ってください。<同旨 1件>	貴重なご意見として、今後の実施体制の参考とさせていただきます。
24	条例上では、市民、事業者、公職者等の記載がありますが、市役所内部の上司、職員、または上級行政機関からの要望、誤った指導などは除外されています。昨今、パワーハラスメントが顕在化しており、こうしたことも行政をゆがめ、市民の公益を損なう点からみて含める必要があるのではないかと。	令和2年6月1日に人事院規則(パワーハラスメントの防止等)の施行に伴い、本市におきましても「向日市職員のハラスメントの防止等に関する規定」及び「パワーハラスメントを防止しパワーハラスメントに関する問題を解決するために職員が認識すべき事項についての指針」、「パワーハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針」を定めて、パワーハラスメントの防止に努めているところであります。
25	第5条但し書きでは、要望等に継続性がないもの等については、除外されています。忙しいがために職員の判断で除外されてしまう可能性も否定できないのでは。	全ての要望等について記録を作成するとなると膨大な量に及ぶ恐れがあり、職員が作成に多大な時間を割くこととなります。そのため、引き続き対応する必要があるもの以外については記録の作成を除外しておりますが、職

		員の責務でも示しているとおおり、市民の皆様からの要望等の重要性を十分理解し、誠実にその内容を受け止め、適切に対応しなければならないとしているところであります。また、要望等が不当要求行為等に該当する場合には、継続性のあるなしに関わらず、記録の作成を義務付けているため、職員の判断で除外される恐れはないものと考えます。
26	記録についてしかるべき機関(議会も含め)で閲覧、検討できることが必要だと思います。要望した市民に対しても、どのように取り扱われたかの記録を閲覧できるようにすべき。	記録については、必要に応じて対策委員会や審議会で検討され、市議会へは要望等の件数や執行機関等が講じた措置について報告を行う旨規定しています。 また、記録は公文書として取り扱われるため、情報公開を行う方法により開示を受けることが可能となっており、別途記録の閲覧制度を設ける予定はございません。
27	不当要求の定義について何をもちって不当というのか。暴力や物理的危険などは、ある程度社会的常識に基づいて判断できますが、単に「正当な理由なく」というのは、あいまいで職員の個人的判断により恣意的な取り扱いになる可能性を否定できない。	不当要求行為等の定義を第2条に規定された内容を基に判断することにはなりますが、職員の責務に、職員は市民からの要望等の重要性を十分理解し、誠実にその内容を受け止め、適切に対応しなければならないと明記しているところあります。
28	できる限り記録を残して透明化しつつ、市民が安心して納得できる検証システムをつくるのが大切なのではないか。	全ての要望等について記録を作成するとなると膨大な量に及ぶ恐れがあり、職員が作成に多大な時間を割くこととなります。そのため、引き続き対応する必要があるもの以外については記録の作成を除外しております。 また、必要に応じて対策委員会や審議会において検証していきたいと考えております。
29	【第13条第1項】「市民及び職員の安全と公務の・・・」とありますが、なぜ市民が関係あるのか。	不当要求行為等により、職員だけでなく市民の皆様も巻き込まれる可能性が想定されることから、市民及び職員という表記にしております。
30	この条例は、生活保護事件で職員を守れなかったことを機に制定されるものと思いますが、条例案第4条市民等の責務に「公職者」を位置づけていることを評価します。自治体の	議員などの公職者を通じた不当な働きかけは、公正な職務の執行の妨げになるだけでなく、市民の皆様への信頼を損ねることにもつながります。要望する側も要望される側も、お互いにこのことを認識するとともに、市

職員は、市民福祉の向上のため、法令に基づき職務にあたっています。そうした中、談合など全国各地で地方議員により公正な職務が妨げられている事例は後を絶ちません。この条例を制定するにあたり、事業者や市民からの不当要求だけでなく、地方議員などの公職者も含め、不当要求により公正な職務を妨げないよう記載すべきと考える。

民の皆様にも公職者に対し不当な働きかけを要求しないよう、ご理解をいただきたいと考えております。